

令和2年第8回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和2年8月25日(火)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時33分

委員出席状況

席次 番号	氏名	出・欠	席次 番号	氏名	出・欠
1	野澤明廣	出	11	内田平三	出
2	石澤清治	出	12	坂本和彦	出
3	八木秀雄	出		坂本規男	出
4	柴崎高志	出		柴崎徹	出
5	室岡重雄	出		加藤和明	出
6	新井一弘	出		須賀正光	出
7	小和瀬守	欠		野口秀明	出
8	石田裕司	出		吉田一行	出
9	小野田房良	出		關谷利男	出
10	中嶋安男	欠		小淵美喜夫	出

議事参与者

職員

局長 大野芳春  
 次長 清水周二  
 書記 青木智史  
 書記 俣田和之

発 言 者	内 容
<p>事務局長 議長</p>	<p>(起立・礼・着席の発声) ただいまから令和2年第8回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日、小和瀬守委員、中嶋安男委員から欠席の旨の通告がありましたので、御報告いたします。現在の出席委員は12名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>令和2年第8回寄居町農業委員会総会、 日程第1、議事録署名委員の選任について。 日程第2、報告第5号、農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について。 日程第3、議案第51号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定について。 日程第4、議案第52号、農地法第3条の規定による許可申請について。 日程第5、議案第53号から議案第56号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。 日程第6、議案第57号から議案第63号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。 日程第7、議案第64号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(委員から、「なし」の声) それでは、坂本和彦委員と柴崎高志委員にお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、日程第2、報告第5号、農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について報告いたします。 それでは、報告第5号について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書1ページを御覧ください。 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により届出につきましては、農地を畜舎、堆肥舎、農機具収納施設、農業用倉庫等の農業用施設の用に供する場合、農地の面積が2アール未満であれば農地転用の許可は必要なく、農業委員会への届出で足りるというものでございます。 それでは、報告番号第5号につきまして、御報告申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 農業用施設の内容は、トラクターや農業用の資材等を保管する倉庫で、2棟の面積の合計は127.7㎡となっております。 なお、こちらは、既に設置されておりますので、設置後の届出となっております。 説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項ですので御了承願います。</p>

発 言 者	内 容
事務局	<p>続きまして、日程第 3、議案第 51 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の設定についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 51 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 2 ページと事前にお配りいたしました参考資料を御覧ください。</p> <p>それでは、議案第 51 号につきまして、御説明申し上げます。参考資料、別段の面積の設定についての下線が引いてございます農地法第 3 条第 2 項第 5 号についてですが、農地を農地として権利を取得する許可につきましては、権利取得後の耕作面積が、都府県では、合計で 50 アール以上という基準がございます。この 50 アールという下限面積の基準につきましては、農業委員会が、農林水産省令の基準に従いまして、町の全部又は一部につきまして、別段の面積を定め、公示した場合には、50 アール未満とすることができるものでございます。その農林水産省令の基準が、参考資料の 2 ページ目の農地法施行規則第 17 条第 1 項の下線を引いたところになります。第 1 号では、別段の面積の設定区域につきましては、自然的経済的条件からみて、営農条件がおおむね同一と認められる地域であることとされておりまして、第 3 号では、その区域内において、設定しようとする面積未満の農家数が区域内農家数の概ね 4 割以上であることとされておりまして、</p> <p>当町におきましては、平成 29 年度まで、自然的経済的条件から見て、営農条件がおおむね同一と認められる地域といたしまして、旧折原村の区域のみが対象でしたが、検討、見直しを行い、平成 30 年度から、それまでの旧折原村の区域のみだったものを寄居町全域に設定をいたしました。農地台帳によりますと、全ての区域におきまして、全農家数に対する、耕作面積 30 アール未満の農家数の割合が 4 割以上となっております。</p> <p>以上のことから、寄居町全域につきまして、別段の面積を 30 アールと設定するものでございます。</p>
議長	<p>なお、御決定をいただきました後に、告示いたします。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、何か御意見はございませんか。</p>
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 51 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 51 号は原案のとおり決定いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第 4、議案第 52 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 52 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書 3 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または設定をするものです。</p> <p>それでは、議案第 52 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>譲受人である〇〇さんは現在、小麦や野菜類の栽培を行っております。申請地の周辺の農</p>

発 言 者	内 容
	<p>地を所有しており、申請地におきましては、ミカンの栽培を行いたいということから、今回の申請に至ったとのこと。</p>
議 長	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第3号信託、第4号農作業常時従事、第5号下限面積、第6号転貸禁止、第7号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>須賀委員。</p>
須賀推進委員	<p>それでは、議案第52号につきまして、御報告いたします。19日の午後、譲受人である〇〇さんと私須賀が、面接及び現地確認にまいりました。譲渡人である□□さんは、譲受人である〇〇さんの弟の子ということで、甥になります。譲渡人である□□さんのお父様がお亡くなりになったということで、相続をしましたが、遠方から通っての農作業は、非常に大変であるということから、贈与という形での申請となりました。現地は、先ほどの事務局の説明のとおり、きれいに管理されており、問題ないものと思われまますので、よろしく御審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第52号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第52号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第5、議案第53号から議案第56号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第53号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の4ページを御覧ください。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。</p> <p>それでは、議案第53号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>申請地の隣接には、近年住宅地が立て並び、申請地の日当たりが悪く、農作物の生育が悪くなってしまったとのことでございます。そのため、現在は保全を行っているのみでしたが、他の土地活用がないか検討した結果、申請地は生活圏として立地がよいことからアパート経営を行うことを決め、申請に至ったとのこと。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第4条第6項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
議 長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>八木委員。</p>

発 言 者	内 容
八木委員	議案第 53 号について、御報告をいたします。8 月 20 日の午後に、柴崎委員と現地確認並びに申請人である〇〇さん宅にヒアリングにまいりました。ほとんど正方形に近い字形で、周辺農地等に及ぼす影響についても、特に問題のないように思いました。御審議をお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 53 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 53 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。 次に、議案第 54 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 54 号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	申請人の自宅に隣接する農地に、古くから複数の物置が建っていることから、母屋が建っている農家住宅敷地と一体で利用したいということで、転用の追認を受けるためのものとなっております。申請人である〇〇さんは、主に野菜を出荷しておりまして、トラクター 2 台、田植機 1 台、コンバイン 2 台など、多くの農業機械や農機具等を所有し、広く農業を営んでおります。農業経営の継続と安定のため、現在戸外や煩雑になっている農業機械及び農機具を収納できる物置が必要不可欠であり、今後も既存農家住宅敷地と一体利用したいということから、この度の申請となったものです。 本議案の、許可要件の該当性ですが、本件の農地は第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 33 条第 4 号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。また、農地法第 4 条第 6 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないのと考えます。 なお、この申請には始末書が添付されております。 説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 吉田委員。
吉田委員	18 日に、坂本委員さんと現地を確認しました。去年に除外の申請がありまして、転用の申請になったものです。実際に、3、40 年以上、養蚕業も含めた農業をしていまして、倉庫として利用している建屋がありました。それを壊して農地にすることも大変だということでございますし、農機具等もたくさんありますので、申請になったということだと思っております。周辺には問題ないと思っておりますので、御審議のほど、よろしくをお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。

発 言 者	内 容
議長	<p>議案第 54 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 54 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 55 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 55 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>申請地は、所有している農地の中でも面積が小さく、農地利用が難しいため、他の土地の利活用を検討した結果、また、自宅から隣接しており、申請地を確認できることから、太陽光発電事業を行うことを決め、申請に至ったとのことです。</p>
事務局	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第 4 条第 6 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p>
野澤委員	<p>野澤委員。</p>
野澤委員	<p>23 日に、小和瀬委員と申請人である〇〇さんのお宅に伺って、現地確認とお話を聞いてきました。申請人である〇〇さんは、キュウリとトマトを大きく作っている農家さんですが、温室のすぐ脇にある三角形の極めて使い勝手の悪い土地でありまして、その有効利用ということで、太陽光発電事業の申請となります。太陽光発電に適した土地かなという感じはありました。特段問題はないかと思しますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p>
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 55 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 55 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 56 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 56 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>先ほどの議案第 55 号の申請人と同一人の申請となります。申請地は、所有している農地の中でも面積が小さく、農地利用が難しいため、他の土地の利活用を検討した結果、太陽光発電を行うことを決め、申請に至りました。</p>
事務局	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第 4 条第 6 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
事務局	<p>なお、こちらにつきましては、現況が宅地となっておりますが、現地は、既に建物は壊さ</p>

発 言 者	内 容
	<p>れております。しかしながら、農地転用違反の事実があったことから、始末書が添付されております。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p>
野澤委員	<p>野澤委員。</p>
野澤委員	<p>申請人である〇〇さんが、同時に 2 つ太陽光発電事業を行うということで、もう一方の申請となります。この土地は、中途半端な土地で、効率よく農作業するには使い勝手の悪い土地と思われます。鍵のようになっている土地で、へこんでいる部分につきましては、お墓になっております。太陽光発電には適した土地かなと思います。御報告は以上ですので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p>
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 56 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 56 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
議長	<p>続きまして、日程第 6、議案第 57 号から議案第 63 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 57 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 5 ページを御覧ください。</p>
事務局	<p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 57 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人である〇〇さんは現在、寄居町内のアパートに暮らしていますが、アパートでは、子どもの声やこれからの成長に伴い、物も増えてくるため、子育てに最適な場所を探していたところ、今回の申請地を見つけたことから、今回の申請に至ったとのことです。</p>
事務局	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p>
事務局	<p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p>
柴崎委員	<p>柴崎委員。</p>
柴崎委員	<p>8 月 21 日の午後、坂本委員さんと現地を見てまいりました。申請地の東側は、何か月か前に申請がありました土地で、住宅の基礎工事が始まっておりました。申請地は不耕作地ですけれども、特段問題はないものと考えられますので、よろしくお願いいたします。</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 57 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 57 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第 58 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 58 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>議案第 53 号で御説明させていただきました長屋住宅のための位置指定道路部分の申請となります。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>八木委員。</p>
八木委員	<p>8 月 20 日の午後、先ほどと同じく、柴崎委員と現地確認にまいりました。現地確認にまいりましたら、譲渡人である〇〇さんがいらっしゃいましたので、併せてお話を伺っております。先ほどの 53 号議案の接道要件を確保するため、土地の交換に応じたものでございます。案内図の下の公図を御覧ください。申請地とそのすぐ上にある細長い三角形の土地を交換して、今回の集合住宅敷地の位置指定道路に供するためという話でございます。集合住宅につきましては、先ほど御審議をいただきましたので、そのための位置指定道路ということで、特段問題のないものと思われました。御審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 58 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 58 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第 59 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 59 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>申請地は傾斜があり、農地としての有効活用がなかなか難しく、太陽光発電で継続的な収益を見込め、新規事業として事業拡大を図るため申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p>



発 言 者	内 容
<p>議長</p> <p>柴崎推進委員</p>	<p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>柴崎委員。</p> <p>8 月 20 日の午後、八木委員さんと 2 人で、本人と現地確認を行いました。申請地北側は宅地造成され、譲渡人のお 1 人である〇〇さんの弟さんがお住まいになっております。〇〇さんの土地は 2 段の傾斜地になっておりまして、農地としては機能していない状態です。御本人も高齢で、体調を著しく崩しておりまして、この土地を農地としては利用できないということで、太陽光発電用地として売買をしたいということでした。</p> <p>もう一人の譲渡人である□□さんの土地については、きれいにされておりまして、農地としても利用できるような状態ですが、同じく以前より体調を崩しておりまして、農地を所有し、管理できない状況だと伺ってきました。譲受人である△△さんは、〇〇さんの甥っ子の方で、不動産業を行っているついで、今回売買を行い、太陽光発電の敷地として譲り渡したいということでした。ただ一つ、事情を聞いている中で、申請事由に売買とありますが、□□さんから、売買かどうかわからないような発言がありました。ですから、許可をするにあたっては、一度事務局の方から、本人に確認をしていただきたいなと感じましたので、その点を申し上げまして、御審議のほど、お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
事務局	はい。
議長	事務局。
事務局	<p>先ほどの申請事由の御質問につきまして、お答えさせていただきます。昨日申請人に確認して、売買ということで問題ないという回答をいただきました。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	他に御意見はございますか。
議長	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議長	議案第 59 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
議長	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 59 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
議長	次に、議案第 60 号についてですが、石田裕司委員が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。
議長	(石田委員 退席)
議長	それでは、議案第 60 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 60 号につきまして、御説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	こちらは、昨年の豚コレラの流行をはじめ、今後も新たな動物の伝染病の発生等も考えられることから、畜舎敷地内の自動車の出入りを最小限に減らすことにより、動物の侵入やウ

発 言 者	内 容
	<p>イルスの感染を防ぐため、事務所近くに駐車場を別に設けるための申請となります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、本件の農地は第1種農地ですが、農地法施行令第11条第1項第2号イによりまして、農地を農業用施設の用に供するため、例外として許可となるものとされております。また、農地法第4条第6項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないのと考えます。</p> <p>なお、現況は農地となっておりますが、既に現在、砂利が敷かれ、駐車場として利用されていたため、始末書が添付されております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>議長 この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>須賀委員。</p> <p>須賀推進委員 議案第60号につきまして、御報告をさせていただきます。8月22日に面談を行いました。こちらにつきましては、6月25日の第1回農業振興地域促進協議会で協議された案件でございまして、事務局から説明がありましたが、豚コレラ蔓延防止のために、出荷から帰るトラックを直接豚舎に入れないという対策を行いたいということでした。今回も同じですが、その他の疫病に関しても、継続して対策を行っていききたいということ、買い取って管理していきたいということでございます。売買につきましては、両者とも納得済みということで御報告いたします。特に問題ないものと思われまますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。</p> <p>議長 他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p> <p>議長 よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第60号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議長 全員賛成ですので、議案第60号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>(石田委員 着席)</p> <p>議長 次に、議案第61号について事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 それでは、議案第61号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>事務局 申請人である〇〇さんは現在、親族が所有する住宅を借りて生活しておりますが、子どもの成長に伴い、この借家では手狭になったため、現在住んでいる周辺で、住環境を考え、申請地を買い取り、自己用住宅を建築したいとのことから、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>議長 この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>内田委員。</p>

発 言 者	内 容
内田委員	8月22日の土曜日に、石澤委員、野口委員と申請地を確認してまいりました。周辺は、新興住宅が建っている場所でございます。3軒ほど新しい住宅が建ったすぐ隣でありまして、特に問題はないのではないかという意見に達しました。御審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第61号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第61号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。 次に、議案第62号について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の6ページを御覧ください。 それでは、議案第62号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	親のサポートも受けられるよう、現在住んでいる周辺で、住環境を考え、申請地を買い取り、自己用住宅を建築したいとのことから、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 新井委員。
新井委員	議案第62号について、説明させていただきます。22日の土曜日に、小淵委員さんと關谷委員さんと、現地調査並びに面談を行ってまいりました。譲渡人である〇〇さんは、設備会社を経営しておりまして、なかなか農業に手が回らないということで、土地を譲ってほしいという方がいたため、土地を手放すということになったそうです。現地におきましては、多少草がありましたけれども、5月くらいまでは、トラクターをかけたりにしてきれいにしていたそうです。周りも住宅地なので、売買につきましては、近隣の農業においても、問題はないと思います。御審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第62号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第62号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。 次に、議案第63号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第63号につきまして、御説明申し上げます。

発 言 者	内 容
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>土地所有者である〇〇さんは、譲受人の母親で、譲受人である□□さんの結婚を機に住宅を持ちたいと考え、母親に相談したところ、申請地の提供を受けられるとのことから、申請に至ったそうです。</p>
	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、本件の農地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。また、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましては、全て問題はないのと考えます。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p>
野澤委員	<p>野澤委員。</p>
野澤委員	<p>63号議案ですけれども、23日の日曜日に、小和瀬委員と、申請人のお宅を伺って、お話を聞いてまいりました。事務局の説明のとおり、譲渡人である〇〇さんの息子さん一家が、自己用の住宅がほしいということで、実家に隣接した農地に建てるための申請となっております。特段問題はないと思いますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p>
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第63号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第63号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
議長	<p>続きまして、日程第7、議案第64号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてですが、新井一弘委員が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。</p>
議長	<p>(新井委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、議案第64号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の5ページから7ページを御覧ください。</p>
事務局	<p>農用地利用集積計画による利用権の設定につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第18条第1項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p>
事務局	<p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり、安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p>
事務局	<p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第3条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第3条の許可は不要となるものでございます。</p>

発 言 者	内 容
	<p>それでは、議案第 64 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>借受人は、(議案書整理番号 1 の借受人)以下 14 人です。</p> <p>貸付人は、(議案書整理番号 1 の貸付人)以下 20 人です。</p> <p>合計 38 筆で 56,860 平方メートル、そのうち、田が、1 筆で 1,067 平方メートル、畑が、37 筆で 55,793 平方メートルとなります。</p> <p>なお、御決定をいただきました後に、同法第 19 条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何か御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 64 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 64 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p> <p>(新井委員 着席)</p>
議長	<p>以上で全ての議案審議が終了いたしました。</p> <p>委員さんから、何かございますか。</p> <p>(委員からなしの声)</p>
議長	<p>事務局から、何かありますか。</p>
事務局長	<p>事務局から 2 点、御連絡をいたします。</p> <p>まず、1 点目でございます。次回の総会ですが、9 月 25 日金曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。繰り返し申し上げます。9 月 25 日金曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。</p> <p>2 点目でございます。既に委員の皆様方にはお伝えをしているところでございますが、先月の総会で御案内いたしました、9 月 1 日の火曜日に深谷市民文化会館で開催予定でありました埼玉県農業会議主催の農業委員・農地利用最適化推進委員研修会ですが、新型コロナの拡大に伴い、中止となりました。つきましては、別の方法での研修を考えてございます。総会終了後に、担当よりお伝えをさせていただきますので、よろしく申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>それでは他に無いようですので、令和 2 年第 8 回総会を閉会いたします。</p> <p>御協力ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>(起立・礼・着席の発声)</p>

発 言 者	内 容
	<p>署名委員の決定について議長指名により</p> <p>坂本和彦委員      柴崎高志委員</p> <p>以上2名を選任する</p>
	<p>上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。</p> <p>令和2年8月25日</p> <p>議 長      室 岡 重 雄</p> <p>委 員      坂 本 和 彦</p> <p>委 員      柴 崎 高 志</p>